## <u> 令和5年10月1日</u>から

破產	再 生
自己破産 印紙1500円(法人1000円)	個人再生 印紙1万円
鹿児島県弁護士会弁護士申立ての場合	鹿児島県弁護士会弁護士申立ての場合
同廃事件 84円×(債権者数+10)	100円×(債権者数+5)
※裁判書を郵送で受け取る場合	84円×(債権者数×2+10)
上記に加えて 1194円×1組	20円×(債権者数×2+5)
官報公告料予納 24,000円	10円×(債権者数×2+10)
	1円×10
管財事件 500円×6	本人, 司法書士、 <i>鹿児島県弁護士会以外の弁</i>
100円×2	<i>護士</i> 申立ての場合 (特別送達費用を含む)
84円×(債権者数×2+10)	500円×4
10円×(債権者数×2+10)	100円×(債権者数+5)
1円×20	84円×(債権者数×2+10)
(個人)官報公告料予納 24,000円	20円×(債権者数×2+5)
(法人)官報公告料予納 20,000円	10円×(債権者数×2+10)
本人, 司法書士, 鹿児島県弁護士会以外の	1円×10
弁護士申立ての場合(特別送達費用を含む)	個人再生委員報酬予納金
<mark>同廃事件</mark> 500円×4	個人再生事件における個人再生委員選任の
40円×2(or 20円×4)	運用参照
100円×2	官報公告料予納 13,744円
84円×(債権者数+10)	
10円×10	通常再生 印紙1万円(予納金最低200万円)
1円×10	申立時 500円×10
(個人)官報公告料予納 24,000円	100円×(債権者数+10)
<mark>管財事件</mark> 500円×10	84円×(債権者数+10)
40円×2(or 20円×4)	20円×(債権者数+10)
100円×2	10円×20
84円×(債権者数×2+10)	1円×20
10円×(債権者数×2+10)	
1円×20	
(個人)官報公告料予納 24,000円	特別清算
(法人)官報公告料予納 20,000円	印紙2万円
	500円× <i>6</i>
債権者申立ての場合 破産申立印紙 2万円	100円× <i>3</i>
原則として、管財事件となるので、本人・司	84円× <i>20</i>
法書士申立ての管財事件の内訳となる。	10円× <i>20</i>
1	1円× <i>20</i>
	協定型 官報公告料予納 5万
	和解型 官報公告料予納 2万